

各都道府県 観光関係担当部局 御中

観光庁参事官（旅行振興）

エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について（周知依頼）

平素より感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和7年11月14日、エチオピア連邦民主共和国においてマールブルグ病の発生が確認されました。同日時点で9例の症例が報告されており、厚生労働省はマールブルグ病について情報収集、情報提供及び各検疫所を通じた空港等における海外渡航者に対する注意喚起を行うこととなりました。

これを受けて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課より、別添のとおり、旅行業関係団体及び空港会社等を通じた海外渡航者への注意喚起に係る協力依頼がありました。

マールブルグ病は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項第6号に規定された一類感染症で、同法第12条により、感染を診断した医師は都道府県知事等に対して患者の氏名等を届け出るとともに、当該都道府県知事等は届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならないこととされております。このため、エチオピア連邦民主共和国に滞在している間や、同国から帰国後に疑わしき症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

つきましては、各都道府県におかれましては、本件について御周知いただけますようよろしくお願いいたします。

【別添】

- ・（別添）厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について」